

## はかり定期検査（再検査）のご案内

「取引又は証明」に使用するはかりは、計量法第19条第1項の規定により、2年に1回の定期検査を受ける必要があります。

このたび、今年度、正規時期の検査を受検されなかった方（事業者様）向けのフォローアップ検査（再検査）を下記のとおり実施しますので、該当のある方は受検いただきますようお願いいたします。

この検査を受けないで、はかりを「取引又は証明」に使用することは、計量法違反行為となりますので、「取引又は証明」の用途で、はかりをご使用になる場合は、必ず検査を受けられるようお願いいたします。

### ● 再検査日時、場所

期 日	時 間	場 所
2024年 10月28日（月）	午前10時から 午後3時まで	岐阜県計量検定所 （岐阜市西河渡2-16-1）
10月29日（火）	午前10時30分から 午後2時30分まで	可茂総合庁舎 公用車車庫 （美濃加茂市古井町下古井2610-1）

※上記いずれの会場で受検頂いても構いません。

（事前連絡の必要はありませんのでご都合のつく会場にお越し下さい。）

※上記日時でご都合がつかない場合は、随時、計量検定所（岐阜市）へのお持ち込みによる受検も可能ですので、この場合は、事前連絡の上、お持ち込み願います。